

一般社団法人 日本ホームヘルス機器協会
競争法コンプライアンス規程

(制定年月日 平成 27 年 3 月 6 日)

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本ホームヘルス機器協会（以下「本会」という。）の主催するすべての会合（総会、理事会、部会、委員会等形式を問わず本会の活動とされる会合をいう。以下「会合」という。）の運営及び統計情報の交換等、本会としての活動について、我が国の独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）を含む各国、地域の競争法（以下「競争法」という。）を十分に尊重し、これを遵守することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程の適用範囲は、本会の役員、職員（以下「本会役職員」という。）及び本会の主催する会合又は活動に参加する会員企業の役職員とする。

(専務理事等の責務)

第 3 条 専務理事は、本規程の内容又は運用に疑義が生じ又は生じるおそれがあることを知った場合は速やかに理事会に報告しなければならない。

2 常務理事は、専務理事が本規程に基づき責務を果たすことにつき、補佐するものとする。

(会合の運営)

第 4 条 本会の出席者は、会合中はもとより、会合の開始前及び終了後においても、次の事項を話題にしてはならない。ただし、既に公表されているものはこの限りでない。

(1) 会員企業が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の価格、価格変更、価格構成、価格戦略、値引き、入札条件、数量、在庫、コスト等

(2) 会員企業の設備投資、設備廃止、生産・供給量、生産・供給能力、開発・生産、調達・販売計画、販売先、販売地域、供給機種、市場占有率、重要予測、需要動向等

(3) その他会員企業の事業活動における重要な競争手段に具体的に関係する内容

2 本会の役職員及び会合の議長は、会合における議題及び配布資料等について競争法上問題となるおそれのある内容が含まれていないことを事前に確認する。

3 会合においては、原則として事前に確認した議題及び配布資料等に沿って議論する。

4 すべての会合には、競合関係の有無を問わず、会員企業同士のみでの接触を避けるため、原則として本会役職員が 1 名以上出席する。

- 5 会合の議長は、開会に先立ち、本条第 1 項に規定された事項の概要である以下の事項（以下「遵守事項」という。）を示し、議事録に記載することにより、その内容を周知する。

「遵守事項」

会合の出席者は、会合中はもとより、会合の開始前及び終了後においても、次の事項について話題にしてはならない。

ただし、既に公表されているものは、この限りではない。

- ① 商品・役務の価格または数量に関する事項
- ② 入札に関する事項
- ③ 開発・生産・販売の能力、計画または政策に関する事項
- ④ その他、重要な競争手段に具体的に関係する事項

以上の内容に当たるかどうか判断に迷う場合は、話題にすることを控えること。

- 6 会合の議長は、会合において適切な対応を行ったことの記録を残す観点から、会合の議事録を作成させる。
- 7 会合の議長は、会合において競争法上問題となるおそれのある話題が生じた場合には、発言者に発言を止めるよう注意し、発言を止めないときには当該会合を終了させ、当該終了事由を議事録に記載するとともに、遅滞なく顛末を専務理事に文書で報告する。

（統計情報の収集・管理及び提供）

第 5 条 統計情報の収集・管理・提供業務（以下「統計業務」という。）は、当会役職員又は会員企業とは無関係の第三者機関が行うものとする。

- 2 会員企業から収集する情報は、実績値のみとし、将来予測に関する情報は収集しない。
- 3 統計業務に携わる本会の役職員は、会員企業から収集した情報が外部に流出しないよう厳重な情報管理を行うものとする。
- 4 一般又は会員企業に対して統計情報を提供する場合は、競争法上の問題を引き起こすことのないよう概括的かつ具体的な個別企業情報の特定及び抽出ができない程度に集合化した情報のみを提供する。

（調 査）

第 6 条 専務理事は、この規程に違反又は違反するおそれのある事態が発生した場合は、事務局の協力を得て、その原因について調査・分析を行い、その結果を理事会に報告する。専務理事は、必要に応じて適切な第三者に調査・分析を委託することができる。

- 2 理事会は、前項の調査結果に応じて適切な措置を講じるものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。